

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会 の開催について

令和6年7月24日

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、令和6年6月27日に公表した「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」を踏まえ、今後とも一層の意見集約作業が必要だと考えられる論点について議論する検討会を開催します。

1. 目的

委員会は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）の附則第10条の規定を踏まえ、令和5年11月からいわゆる3年ごと見直しに関する検討を開始し、令和6年6月に、当該時点における委員会の考え方をまとめた「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」（以下「中間整理」という。）を公表しました。

中間整理の内容を踏まえ、事業者、個人それぞれに与える影響が大きく、今後とも一層の意見集約作業が必要だと考えられる論点について、様々なステークホルダーとの間で制度改正の必要性を含めて議論し、具体的な方向性を得ることを目的に、検討・整理を行うこととします。

2. 検討事項

- ・課徴金制度
- ・団体による差止請求制度及び被害回復制度
- ・その他（本検討会における議論の状況等を踏まえ必要と考えられる事項）

3. 構成員等

別紙のとおりです。

4. スケジュール（予定）

令和6年7月31日に第1回会合を開催し、同年内に取りまとめを行う予定です。開催案内は、委員会ホームページに掲載します。

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局
個人情報保護制度担当室
電話：03-6457-9769